UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） Ⅲ –

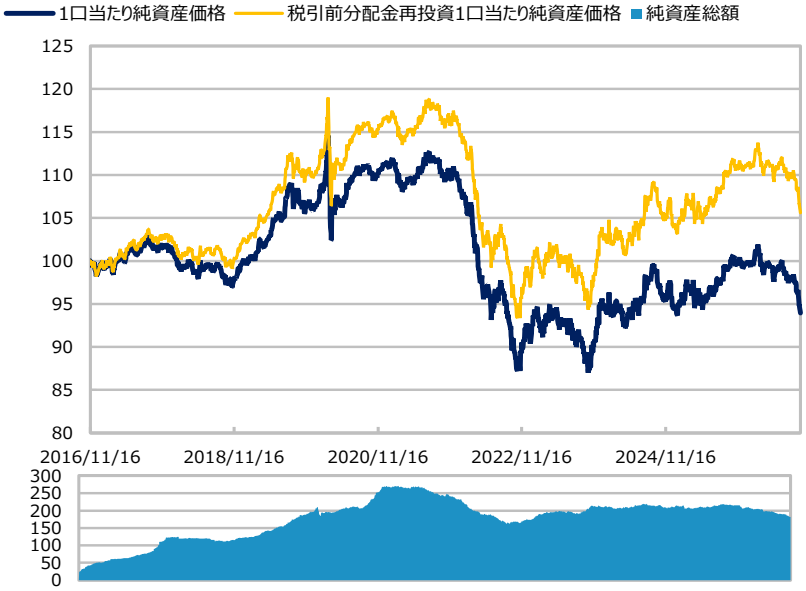
米国・地方公共事業債ファンド

マンスリー・レポート

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託（米ドル建て）　作成基準日：2026年9月30日

ファンド設定日：2016年11月16日

1口当たり純資産価格・純資産総額の推移（米ドル・百万米ドル）



- グラフは過去の実績を示したものであり将来の成果をお約束するものではありません。
- 1口当たり純資産価格はファンドに係る報酬・費用等控除後です。後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

1口当たり純資産価格・純資産総額

	当月末	前月比
1口当たり純資産価格（米ドル）	93.94	-4.04
純資産総額（百万米ドル）	180.80	-8.84

騰落率（税引前分配金再投資）（%）

	現地基準日	ファンド
1カ月	2026/08/28	-4.0
3カ月	2026/06/30	-5.4
6カ月	2026/03/31	-4.9
1年	2025/09/30	-4.0
3年	2023/09/29	9.1
設定来	2016/11/16	5.6

- ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。
- 換金時には税金等の費用がかかる場合があります。
- 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

最近の分配実績（税引前）（米ドル）

回	現地分配宣言日	分配金
第113回	2026/05/12	0.10
第114回	2026/06/12	0.10
第115回	2026/07/13	0.10
第116回	2026/08/12	0.10
第117回	2026/09/14	0.10
設定来累計		11.70

※ 分配金は1口当たりの金額です。過去の実績を示したものであり、将来の分配をお約束するものではありません。

資産構成比率（%）

	当月末	前月比
組入投資信託	96.7	-0.4
現金等	3.3	+0.4
合計	100.0	0.0

※ 組入投資信託の正式名称は「インカム・インベストメント・トラスト – ミュニシパル・コア・ファンド（米ドルクラス）」です。

運用概況

当月末の1口当たり純資産価格は、93.94米ドル（前月比-4.04米ドル）となりました。

また、税引前分配金を再投資した場合の月間騰落率は、-4.0%となりました。

※ この資料の各グラフ・表に記載されている数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。
※ この資料に記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全てファンドの純資産総額を100%として計算した値です。
※ このページの各グラフ・表に記載されている数値は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーから提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） Ⅲ －
米国・地方公共事業債ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託（米ドル建て）　作成基準日：2026年9月30日

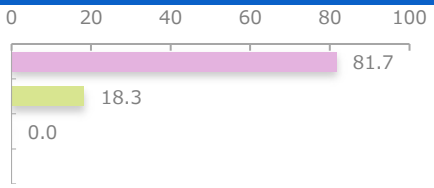
※ このページは組入投資信託をシェアクラスとして含む「ミュニシパル・コア・ファンド」について、ニューバーガー・バーマン・グループから提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

資産構成比率（%）

	当月末	前月比
債券	100.0	-0.1
先物等	0.0	0.0
現金等	0.0	+0.1
合計	100.0	0.0

債券種別構成比率（%）

	当月末	前月比
レベニュー債	81.7	-0.8
一般財源債	18.3	+0.7
国債	0.0	0.0



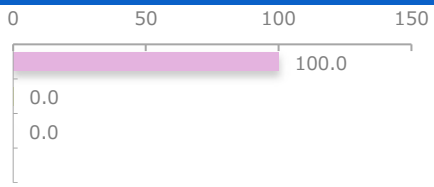
ポートフォリオ特性値

	当月末	前月比
クーポン（%）	4.1	+0.0
残存年数（年）	11.9	+0.1
デュレーション（年）	8.1	-0.0
最終利回り（%）	5.9	+0.7
平均格付け	AA	AA

※ 各組入銘柄の数値を加重平均した値です。
※ クーポンはゼロクーポン債を除き各組入銘柄の額面で加重平均した値です。
※ 格付けは投資債券に対する主要格付機関の格付けに基づいており、ファンドにかかる格付けではありません。
※ 上記は将来の運用成果をお約束するものではありません。

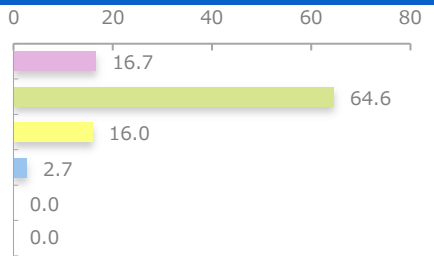
課税種別構成比率（%）

	当月末	前月比
課税債	100.0	-0.1
非課税債	0.0	+0.0
国債	0.0	0.0



格付構成比率（%）

	当月末	前月比
AAA	16.7	+0.1
AA	64.6	-1.3
A	16.0	+0.3
BBB	2.7	+0.8
BB	0.0	0.0
B以下	0.0	0.0



組入上位5通貨（%）

		当月末	前月比
1	アメリカドル	100.0	0.0

組入上位10州（%）

		当月末	前月比
1	カリフォルニア	21.2	+0.4
2	ニューヨーク	12.9	+0.2
3	テキサス	10.1	+0.0
4	ペンシルバニア	5.0	+0.4
5	イリノイ	4.9	-0.1
6	ミシガン	4.4	-1.9
7	マサチューセッツ	3.9	+0.1
8	ニュージャージー	3.4	+0.1
9	バージニア	3.3	+0.1
10	オハイオ	2.8	+0.0

※ このページに記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全て「ミュニシパル・コア・ファンド」の純資産総額を100%として計算した値です。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

米国・地方公共事業債ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託（米ドル建て）　作成基準日：2026年9月30日

※ このページは組入投資信託をシェアクラスとして含む「ミュニシパル・コア・ファンド」について、ニューバーガー・バーマン・グループから提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

組入上位10銘柄（%）　（組入銘柄数　196）

	銘柄 州	種別	クーポン	償還日	格付け	比率
1	CALIFORNIA ST カリフォルニア	一般財源債	7.600	2040/11/01	AA	3.0
2	WISCONSIN ST GEN FD ANNUAL APP ウィスコンシン	レベニュー債	3.954	2036/05/01	AA	2.2
3	CALIFORNIA ST カリフォルニア	一般財源債	7.550	2039/04/01	AA	1.8
4	VIRGINIA POWER FUEL SECURITIZATION バージニア	レベニュー債	4.877	2031/05/01	AAA	1.7
5	MICHIGAN ST BLDG AUTH REV ミシガン	レベニュー債	2.705	2040/10/15	AA	1.7
6	ILLINOIS ST イリノイ	一般財源債	5.100	2033/06/01	A+	1.7
7	LBJ INFRASTRUCTURE GROUP LLC 144A テキサス	レベニュー債	3.797	2057/12/31	BBB+	1.5
8	NEW YORK N Y CITY TRANSITIONAL ニューヨーク	レベニュー債	1.710	2028/11/01	AAA	1.5
9	NEW YORK N Y CITY HSG DEV CORP ニューヨーク	レベニュー債	2.103	2031/05/01	AA+	1.4
10	TEMPE ARIZ CTFS PARTN アリゾナ	レベニュー債	2.591	2037/07/01	AA+	1.4

※ 格付けは投資債券に対する主要格付機関の格付けに基づいています。

※ このページに記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全て「ミュニシパル・コア・ファンド」の純資産総額を100%として計算した値です。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

※ このページは組入投資信託をシェアクラスとして含む「ミュニシパル・コア・ファンド」について、ニューバーガー・バーマン・グループから提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

ファンドマネージャーコメント

＜市場動向＞

米国の長期金利（10年国債利回り）は上昇しました。上旬は中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇や、米財務省による長期国債買い戻し規模が市場期待を下回ったことなどから金利は上昇しました。中旬は原油価格の上昇が一服する中、もみ合い推移となりましたが、下旬は堅調な景気指標などを背景に金利は上昇しました。
FOMC（米連邦公開市場委員会）では市場予想通り利上げが決定されました。
9月の米国地方債市場は下落しました。セクター別でみると、一般財源債がレベニュー債をアウトパフォームしました。

＜運用経過＞

9月末時点の当戦略のポートフォリオは、レベニュー債に比重を置いた構成となっています。現金を除く全額を地方債に投資する中、格付けについては地方債投資部分の大部分がA－格以上の格付けを有しています。また、地域別では、38州およびワシントンD.C.に所在する発行体に分散投資を行っています。

＜市場見通し＞

米国地方自治体の収益は企業に比べて景気循環性が小さい特徴を有していることに加え、各州のRainy Day Fund（非常時に備えて州政府が積み立てている公的資金）の残高が高水準であることなどを受け、米国地方自治体のファンダメンタルズ（基礎的条件）は底堅く推移するとみています。

＜今後の運用方針＞

当戦略においては、発行体のファンダメンタルズを重視したボトムアップ分析を通じた銘柄選択を行い、魅力的なリスク調整後リターンの獲得を目指します。非課税債対比で投資魅力のある課税債を中心としながら、一般財源債とレベニュー債の双方で、投資妙味が高いと考える銘柄を選別的に組み入れています。また高めの格付けを重視する投資方針から、AA格を中心としたポートフォリオとしています。

※ 作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

米国・地方公共事業債ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託（米ドル建て）　作成基準日：2026年9月30日

ファンドの特色

1. 主として米国の州・地方政府や空港・上下水道・高速道路・学校などを管理・運営する公共機関が発行する債券（以下「米国地方公共事業債」といいます。）に投資します。

●投資運用会社は、米国地方公共事業債に投資を行う投資対象ファンドの受益証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
●投資対象ファンドの投資対象は主要格付機関がBBB－以上（投資適格格付け）を付与した銘柄とし、ポートフォリオの平均格付けはA－以上を維持します。
●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
●投資対象ファンドの実質的な運用は、米国地方公共事業債の運用に関して豊富な経験と実績を有するニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーが行います。

2. 毎月12日（取引日ではない場合、翌取引日）の分配宣言日に分配を決定します。分配金は、原則として日本における販売会社へのファンドからの入金から起算して4国内営業日目（毎月21日頃）に支払われます。

分配方針
原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社が1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

1口当たり純資産価格の変動要因

●ファンドは値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
●投資信託は預貯金とは異なります。

※ 1口当たり純資産価格の変動要因は下記に限定されるものではありません。

＜主な変動要因＞

■ 価格変動リスク（債券市場リスク）
債券の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、実質的にファンドが投資する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 価格変動リスク（信用リスク）
債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。
なお、後述の「米国地方公共事業債の固有の留意点」もご参照ください。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

投資リスク

■ 為替変動リスク

ファンドは、米ドル建て資産に投資するため、米ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

■ カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

■ 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

米国地方公共事業債の固有の留意点

米国地方公共事業債は、元利金の返済原資の違いにより「一般財源債」と「レベニュー債」に大別されます。

＜一般財源債＞

一般財源債は、起債する発行体（州・地方政府）の信用力を担保として発行され、発行体が税収等で元利金返済の全責任を負います。発行体の財務状況やその他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合あるいはその可能性が高まった場合には、債務不履行となるあるいは一般財源債の価格が下落することがあります。

＜レベニュー債＞

レベニュー債は、原則として特定の公共事業（空港、上下水道、高速道路、学校など）から生じる収入を元利金の返済原資として発行され、発行体（公共機関等）の信用力には遡及しません。

発行体の財務状況にかかわらず、特定の公共事業が不振となり、当該レベニュー債にかかる元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合あるいはその可能性が高まった場合には、債務不履行となるあるいはレベニュー債の価格が下落することがあります。

その他の留意点

- ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、米ドル建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した1口当たり純資産価格は、円貨と米ドルの間の外国為替レートの変動の影響を受けます。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たりの純資産価格は下がります。

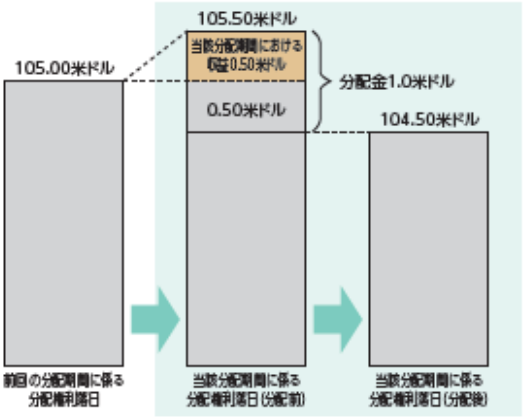
投資信託で分配金が支払われるイメージ



● 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配権利落日における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配権利落日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配宣言日の翌日から次回の分配宣言日までの期間をいいます。

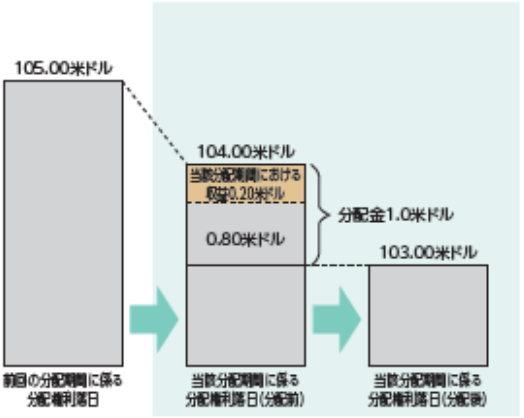
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配権利落日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

前回の分配期間に係る分配権利落日から1口当たり純資産価格が下落した場合

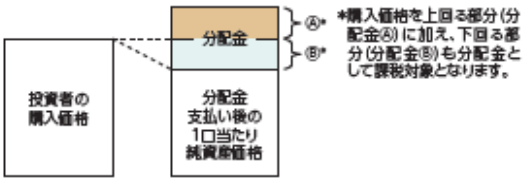


(注)当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

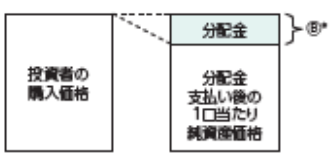
※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

● 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

お申込みメモ
購入単位
1口以上1口単位
購入価額
各取引日※に適用される受益証券1口当たり純資産価格 ※「取引日」とは各ファンド営業日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
購入代金
国内約定日※から起算して4国内営業日目までに申込金額を支払うものとします。 ※「国内約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、取引日の翌国内営業日）をいいます。 （注）円貨での申込みも可能です。この場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。「換金（買戻し）代金」についても同じです。
換金（買戻し）単位
1口以上1口単位
換金（買戻し）価額
買戻日※に適用される受益証券1口当たり純資産価格 ※「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。
換金（買戻し）代金
原則として、国内約定日から起算して6国内営業日目以降、日本における販売会社を通じて支払われます。
信託期間
2016年11月16日から2163年12月1日まで
計算期間末
毎年11月30日
収益分配
年12回（毎月12日。取引日ではない場合は翌取引日）の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。 ただし、管理会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。
課税関係
ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
ファンド営業日
東京、ロンドン、ニューヨークの銀行の営業日およびニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所の営業日（土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。）ならびに／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入時の申込手数料はかかりません。

※ ただし、報酬代行会社から日本における販売会社に対して当初の購入価額に対して2.00%が支払われます。

なお、上記の日本における販売会社に支払われる金額は、ファンドの保有期間中に発生する販売管理報酬および途中換金時にかかる条件付後払い販売手数料をもって、受益者が実質的に負担することになります。

○ 換金（買戻し）手数料（条件付後払い販売手数料）

買戻時に買戻代金から以下の条件付後払い販売手数料が差し引かれ、報酬代行会社に対して支払われます。

条件付後払い販売手数料は、購入時の価格に以下の料率をかけて算出されます。

保有期間	条件付後払い販売手数料
1年以内	2.00%
1年超2年以内	1.60%
2年超3年以内	1.20%
3年超4年以内	0.80%
4年超5年以内	0.40%
5年超	0.00%

※ 繰上償還が決定した場合においても、換金時には条件付後払い販売手数料がかかります。

※ 保有期間は、ご購入日が属する月の翌月1日から算出が始まります。

※ 条件付後払い販売手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が途中換金時に報酬代行会社に対して支払います。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の最大年率1.245%（注）です。

投資対象とする投資信託証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は最大年率1.635%程度（注）となります。

（注） 管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

○ その他の費用・手数料

上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

税金

＜個人投資者の税制＞

・日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税５%）の税率となります。）。

・受益証券の換金（買戻し）または償還に基づく差益は、個人受益者について、換金（買戻し）時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%、住民税5%）が課せられます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税５%）の税率となります。）。

＜法人投資者の税制＞

・日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は所得税のみ15.15%の税率となります。）。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜ファンドの関係法人＞

ファンドの運営上の役割	会社名等
管理会社	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しを行います。
受託会社	エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド ファンドの受託業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社／保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を行います。
投資運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 ファンドの資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。
日本における販売会社	株式会社三井住友銀行 登録金融機関　関東財務局長（登金）第54号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
代行協会員	UBS証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

※2024年3月1日付でファンド及び管理会社の名称を変更しました。本変更に関する詳細は、販売会社へお問い合わせください。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド等から提供された情報を基に三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料はUBSマネジメント（ケイマン）リミテッドおよび三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

管理会社
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド